

当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(輸出入取引法の一部改正)

第二百一十一條 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九條の見出し中「行為」を「行為等」に改め、同条中「がその事務の処理として行つた」を「その事務の処理としての」に改め、行為」の下に「又はその不作為」を加え、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、輸出組合の上級行政庁とみなす。

第三十九條の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、が規制命令に係る事務の処理として行つた」を「の規制命令に係る事務の処理としての」に改め、行為」の下に「又はその不作為」を加え、異議申立て又は」を削り、決定又は裁決は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第三十九條の三を削る。

(商工会議所法の一部改正)

第二百二十二條 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第八十三條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、又は異議申立て」を削り、又は決定は、これ」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求」に、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項中「その処分に係る者及び利害関係者」を「審査請求人及び利害関係人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(武器等製造法の一部改正)

第二百二十三條 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十條の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、異議申立て」を「審査請求」に、決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(ガス事業法の一部改正)

第二百二十四條 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九條の二中（試験の結果についての処分を除く）及び「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、機構又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第五十條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、又は異議申立て」を削り、又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(工業用水法の一部改正)

第二百二十五條 工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、異議申立て」を「審査請求」に、決定は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(工業用水道事業法の一部改正)

第二百二十六條 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、異議申立て」を「審査請求」に、決定は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(特許法の一部改正)

第二百二十七條 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九十一條の二中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立て」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求」に改める。

第三百一十一條の二第四項、第四百三十三條第三項及び第四百四十九條第五項中「決定」の下に「又はその不作為」を加える。

第四百八十四條の二を次のように改める。

第四百八十四條の二 削除

第四百九十五條の四の見出し中「による不服申立て」を「の規定による審査請求」に改め、同条中「又は審決」を「若しくは審決」に、請求書又は」を「請求書若しくは」に改め、処分」の下に「又はこれらの不作為」を加え、による不服申立て」を「の規定による審査請求」に改める。